

秦漢交代期における民・夷の帰属と編成

渡邊 英幸

序論

秦始皇帝は、六国征服とそれに続く郡制の施行により、文明発祥以来つねに複数の「邦」が並存してきた「天下」世界を、初めて単一の「秦」の下に統合した。しかし「秦」一国による「天下」の統治は、早くも二世皇帝期に破綻し、反秦勢力の蜂起と秦楚戦争の結果、秦は滅亡の淵へと転落し、楚の項羽を盟主として諸侯王が分立する西楚霸王の体制が成立した。「天下」は再び、複数の「邦」が分立する世界へと回帰したのである。この項羽の覇権も永続せず、楚漢戦争に勝利した漢王劉邦が「天下」を統合するが、復活した諸侯国分立の影響はなお強く残ることになった。漢初の統治体制は、戦国秦・統一秦という時期を異にする国制の遺産に加え、楚漢戦争期における諸侯分封体制の現実を継承した上で組み立てられたのである。この秦漢交代期を巨視的に観れば、ある時点で安定的な「統一」が達成された時代というよりも、試行錯誤や揺り戻しを経ながら、

かなり長期間にわたり「統一」が模索された時期ととらえることができるだろう。

この秦漢交代期にあって、秦や漢は自国以外の諸「邦」をどのように統合し、他国民や異民族をいかにして統治・編入していたのであろうか。こうした「邦」を超えた統合のあり方をここでは仮に「帝国」的構造と呼ぼう^③。周知のように、漢王朝の「帝国」的構造に関する研究を切り開いたのは栗原朋信氏の「内臣／外臣」構造論であった^①。栗原説は等差的に外延部へと広がる中国王朝の秩序構造をとらえた研究として高く評価された。しかしその研究は、「内属」の理解など個々の論点に疑問が残り、また周・秦・漢の封建制度を連続的にとらえたり、漢代の「内／外」構造や印章制度を固定的に論じたりするという問題を含んでおり、総じて史料の限界に大きく制約されていたと言わねばならない。

その後、睡虎地秦簡や張家山漢簡に代表される出土資料の発見により、秦漢史の研究はめざましい深化を遂げてき

た。さらに近年では里耶秦簡や岳麓書院秦簡など、統一秦期の史料も飛躍的に増加しつつある。こうした中で進められてきた、秦漢交代期における上記の「帝国」的構造に関する諸研究は、大きく次の四つに区分可能である。

まず第一は、戦国秦の秩序構造研究である。睡虎地秦簡の発見は、戦国秦が「臣邦」「外臣邦」「諸侯」といった区分を設け、直轄郡県とは別に「臣邦」を通じた統治体制を構築していたこと、その統治経路に基づく政治的・血統的な帰属を「夏」の概念により説明づけていたことを明らかにした。これにより、「内臣／外臣」構造の原型が戦国秦に遡及することが明らかとなり、また他国人の秦への同化過程が議論されることになった。関連条文については工藤元男氏の先駆的かつ包括的な研究をはじめ、諸氏が活発な議論を展開しており、筆者も先にそれらを批判・総合した私見を提示している⁽⁸⁾。

第二は、漢代の異民族統治や「外臣」に関する研究である。栗原氏の古典的研究に対し、官僚制度や印章制度の方面から批判や精緻化が進められてきた。異民族の服属形態やそれを管轄する官制については小林聡氏・熊谷滋三氏⁽⁹⁾、印章制度については小林庸浩氏・渡辺恵理氏・吉開将人氏・阿部幸信氏⁽¹⁰⁾の研究があり、ほかに張家山漢簡『奏讞書』を用いて漢初の異民族統治を検討した伊藤敏雄氏・中村威也氏

らの研究がある⁽⁸⁾。

第三は、漢初における他国人の処遇・編入や爵制に関する研究である。李開元氏は一連の高祖集団研究の中で「高祖五年詔」を取り上げ、「軍功受益階層」の成立と民の編成を包括的に論じた⁽⁹⁾。さらに陳偉氏は『奏讞書』に見える民奴婢の帰属に関する案例を分析し、「占書名数」（戸籍への登記）の手続きを復元した⁽¹⁰⁾。また朱紹侯・石岡浩・宮宅潔・楯身智志・松島隆眞ら諸氏は、張家山漢簡を用いて漢初の爵制構造や、秦爵・楚爵から漢爵への移行を論じている⁽¹¹⁾。

そして第四は、「内臣／外臣」構造そのものに関する研究であり、諸侯王の位置づけや「内／外」構造の歴史的変遷が近年焦点となっている。南越や長沙国については吉開将人氏⁽¹²⁾、漢初の諸侯王国については杉村伸二氏・阿部幸信氏・斎藤幸子氏⁽¹³⁾、「内／外」構造については大櫛敦弘氏・高津純也氏・阿部幸信氏⁽¹⁴⁾の研究があり、近年は漢初の諸侯王国の「独立性」や、「内臣／外臣」構造の未成立が強調される傾向にある。その認識には、張家山漢簡の知見が大きな影響を与えていると考えられる⁽¹⁵⁾。

以上のように秦漢交代期の「帝国」的構造に関する議論が積み重ねられてきた。このうち本稿が取り上げるのは、秦や漢が、他の諸侯国人や異民族をどのように自国民に編入していたのかという問題である。秦・漢による他国民の

編入については、これまで第一の系統で戦国秦の場合が、第三の系統で漢初の場合がそれぞれ検討されてきたが、両者間の関連性はほとんど考慮されていない。とくに戦国秦の律文に見える「夏子」という概念については、工藤元男氏以降、先行研究のほぼ全てが秦人への「同化」規定と解釈してきたが、その理解には大きな疑問が残る。また異民族の統治・編入の過程についても、第一・第二の系統で検討が加えられてきたが、一般の郡県民の場合との違いはなお不明確である。

筆者は先に戦国秦の「臣邦」統治体制と「夏」・「夏子」を論ずる中で、秦による他国民の編入過程についても若干の私見を提示したが、張家山漢簡『奏讞書』などの関連史料を詳しく検討することはできなかった。本稿ではまず睡虎地秦簡の「夏子」概念を再整理した上、『奏讞書』や里耶秦簡の関連記事を検討し、秦漢交代期における民・夷の帰属・編入過程を明らかにしたい。これはまた旧稿に頂戴した批判¹⁶⁾に対する、遅まきながらの回答ともなるであろう。まずは次節において戦国秦の「夏子」認定をめぐる見解の相違を確認することから始めよう。

一、秦律の「夏子」再論

睡虎地秦簡『法律答問』第一七七～一七八簡には、戦国秦が両親の婚姻関係や出生地によって、生まれる人間を区分した「夏子」と「真」なる属性が見える。

眞臣邦君公有辜、致耐辜以上、令贖。可(何)謂眞。臣邦父母産子、及産它邦、而是謂眞。●可(何)謂夏子。●臣邦父・秦母謂殿(也)。

(『法律答問』第一七七～一七八簡)

律文に「眞の臣邦君公が耐罪以上の罪を犯したとしても、〔耐刑・肉刑を適用せず〕贖金を納入させよ」とある。「真」とは何か。臣邦人の父と母の間に生まれた子供、および它邦生まれの人間は、これを「真」という。「夏子」とは何か。臣邦人の父親と秦人の母親の間に生まれた子供のことである。

この条文について、これまで主流であった見解は、「夏子」を秦国人と見なし、他国民や異民族を秦に同化する規定であったとする認識である。この見地に立つ代表的な研究者が工藤元男氏である。工藤氏の見解は、次のようなものであった。¹⁷⁾

(I) 「臣邦」とは秦側の領域を示す語句であり、秦はもとの領域である「故秦」に対し、占領した土地を「臣

「邦」に編入していた。その中には、異民族の居住地に設置された「郡」に当たる地方行政官府（属邦）としての臣邦）、服属し祭祀の存続のみを許された国（附庸としての臣邦）、そして旧六国の地に設置された郡県が含まれる。⁽¹⁸⁾

(II) 「夏子」とは「身分上、完全な秦国人」を意味し、その認定条件は秦人の母親から生まれることであつた。これに対し、「真」とは他国出身者、すなわち「客」身分をあらわす法制上の表現であつたと考えられ、その原義は「純粹な」ではなく「生まれ」に関連する何かの意味と考えられる。

(III) すると「臣邦」を含む秦側の領域において、生まれる子供が「夏子」に認定されるのか「真」に認定されるのかは、「一にその母親の身分にかかつて」いた。⁽¹⁹⁾ 戦国秦は、こうした身分制をテコとして、占領地における異邦人の「秦化」を進めていた。ただこのように考えると、歴代秦王など、秦人男性と他国出身の女性との間に生まれた子供を説明できない。おそらく王室には別の規定が存在したのであろう。

右のように工藤氏は、「夏子／真」を「秦国人／他国出身者（客）」をあらわす概念と理解し、被征服民の秦人への同化が、秦人女性との婚姻・出生によって実現されてい

たとする。換言すれば、秦に服属した他国民や異民族は第一世代では未だ「客」のままであり、秦への完全な同化には、秦人女性との婚姻と、その子供の出生を待たねばならなかつたという。この見解の根底には、他国出身者が服属後も依然「非秦人」として扱われていたとする認識がある。⁽²⁰⁾ このように「夏子」を秦国人の意味と解し、その認定が母方の出自によって決定されていたとする考え方を、仮に「母親決定論」と呼ぶことにしよう。

これに対し筆者は前稿において秦律の「臣邦」と「夏」を分析し、「母親決定論」とは異なる見解を提示した。いま「夏子／真」の理解に関わる部分に限り抽出・再録すれば、おおよそ次のようになる。

(I) 戦国秦は、郡県制による統治領域の拡大と並行する形で、直ちに解体困難な異民族の集団や、公子・功臣を封君・侯として分封した封地、そして「内臣」化した諸侯国など、臣属する君主を通じた「封建」的な統治経路を構築していた。この統治経路に属する国や集団を「臣邦」といい、それは秦の強い統制下に置かれていたが、あくまでも「秦」とは別の「邦」であり、その属民も「秦」の民とは明確に区別されていた。

(II) 「臣邦」の統治階層に降嫁した秦人女性が生んだ子供は、「臣邦人」でありながら「夏」の血統を引く人物、

すなわち「夏子」と認定された。「夏子」とはいわば「準秦人」の意味であり、秦との血統的な結びつきを表した一代限りの属性であった。これに対し両親ともに「臣邦人」から生まれた子供は、「它邦」生まれの人物と同様に「真」と認定された。これは「純粋な非秦人」の意味である。

(Ⅲ) こうした「臣邦人」に対し、他の諸侯国人や異民族の

人々が秦に帰属したり、征服されて秦の郡県組織に編入された場合は、ただちに「秦」に編入された。また「秦」の父親から生まれた人物は、母親の出自に関係なく、すべて「秦」として認定されていたと考えられる。秦律は父方の出自により「秦／臣邦／它邦」を分類した上、とくに「臣邦人」に関して母親の出自に基づき「夏子／真」の区別を設けていた。

右の見解は「夏」や「夏子」を「秦」を中心とした関係概念としてとらえ直したものである。「夏子」は、「秦人」と同義ではない。それはむしろ「秦」の外延に設けられた、非秦人を結びつける属性であり、「同化」ではなく「羈縻」に属する概念であった。『法律答問』から読み取れるのは、秦が母方の出自により自国民と異邦人を一律に区別したり、自国民女性との婚姻を通じて異邦人の同化を進めたりしていた事実ではない。そこにはむしろ、父系の原理が自

明の共通認識として機能していたと推定した。

その後、拙稿に対して柿沼陽平氏が批評を発表し、私見に過分の評価を示されるとともに、幾つかの点で批判を提示された。中でも「夏子」に関わる主要な論点では、①秦律に生まれる子供の出自概念としての「秦」が存在した根拠がない、②秦人の父親と臣邦の母親から生まれた子供が「夏子」であった可能性も残る、というものである。

工藤元男氏の研究は、秦律の「臣邦」・「夏」関連条文を初めて体系的に取り上げた重要な業績である。また柿沼氏の批評は、拙稿を構造的に把握した上で、個々の論点についてより踏み込んだ自説を提示されたものである。かかる批評を頂戴したことは拙稿にとつての光栄といわねばならない。しかしながら、秦の勢力圏内で生まれる子供が母親の身分により一律に「夏子」完全な秦国人」と「真」他国出身者（客）に区別されていたとする「母親決定論」には、やはり大きな疑問が残る。以下、前稿では詳細に論究できなかった点を含め、いま一度「夏子／真」の内容を明らかにしておきたい。

まず「母親決定論」への疑問である。この説に従えば秦の占領地に住む人々は、秦本国から移住してきた女性と婚姻関係を結ぶ以外、秦国人に認定される方途がなかったことになる。だが被征服地に自国民の女性を大量に移住させ

るような政策が、果たしてあり得るだろうか。仮に他国から獲得した郡全体を「母親決定論」に従って「秦化」しようとするれば、何万人もの女性を移住させる必要がある。そんな政策を行えば秦本国の人口バランスは崩壊するであろうし、占領地拡大に伴う破綻は目に見えている。抑も人類社会において、征服者が被征服者の男性に遍く自国民女性を配るような政策が行われたとは考えがたい。すると秦人の女性と通婚機会のない大多数の男性は、何世代も「客」のまま留め置かれたことになる。これは「秦化」を進める規定とは到底言えないだろう。

また征服地には秦から兵卒・吏民などの形で大量の男性の移住が予想される。秦占領後の江漢地区で大量に造営された秦墓の存在は、占領地に置かれた郡県に秦人男性が移住し、現地に葬られていた事実を示唆する。当然、このように入植者の秦人男性と現地の被征服民の女性との結婚も発生したであろう。ところが「母親決定論」に従えば、この関係で生まれた子供は全て「真」と認定されてしまう。秦の郡県領域に入植した秦人男性が、現地の女性と婚姻し、次々「他国出身者」を生み出していったのであろうか。さらに前稿でも指摘したが、秦の王族が代々他国出身の女性を娶っていた事実を見逃すことはできない。こうした婚姻関係で生まれた諸公子が秦人ではなく「客」であった

とするのは明らかに不合理である。工藤氏は、王族に別の規定が存在したのだろうと想像しているが、別規定が存在した可能性よりも、「夏子」完全な秦国人＝秦人の母親の子供」という解釈の方に問題があった可能性が高いのではないだろうか。

以上のように、秦の勢力圏内で母親の身分による一律的な「夏子」＝秦国人／真「客」の認定が行われていたとする説には多くの疑問が残る。かかる疑問に逢着する原因は、史料解釈にある。工藤氏は「何をか夏子と謂う。臣邦の父・秦母の謂いなり」から、両親とも秦人の子供も当然「夏子」であったはずだと推定し、「夏子」認定の条件は結局「秦母」から生まれることであつたと判断する。しかし、この解釈は成り立ちがたい。仮に「夏子」認定の条件が、一に母親の出自にかかっていたとすれば、「定義は「秦母の謂いなり」のみで足りるはずである。ところが『法律答問』は「臣邦の父・秦母の謂い」（傍点は引用者、以下同じ）と、明らかに「臣邦父」を「夏子」の条件の一つとしている。つまり「夏子」とは「秦人の母親から生まれた子供」全てを指す概念ではなく、あくまでも「臣邦人の男性と、秦人の女性との間に生まれた子供」を指す概念であつたと考えねばならない。

それでは、睡虎地秦簡の「夏子」と「真」をどのように

理解すればよいのであろうか。問題を解く鍵は、従来の研究の中で同一視され、研究者の頭の中で「癒着」してきた「秦」と「夏子」とを剥離し、別概念としてとらえ直すことである。生まれる子供全てが「夏子／真」のいずれかに認定されたはずだとする、根拠のない二者択一的前提を取り払うことである。『法律答問』原文をもう一度見ると、そこには二系統の範疇が看取される。

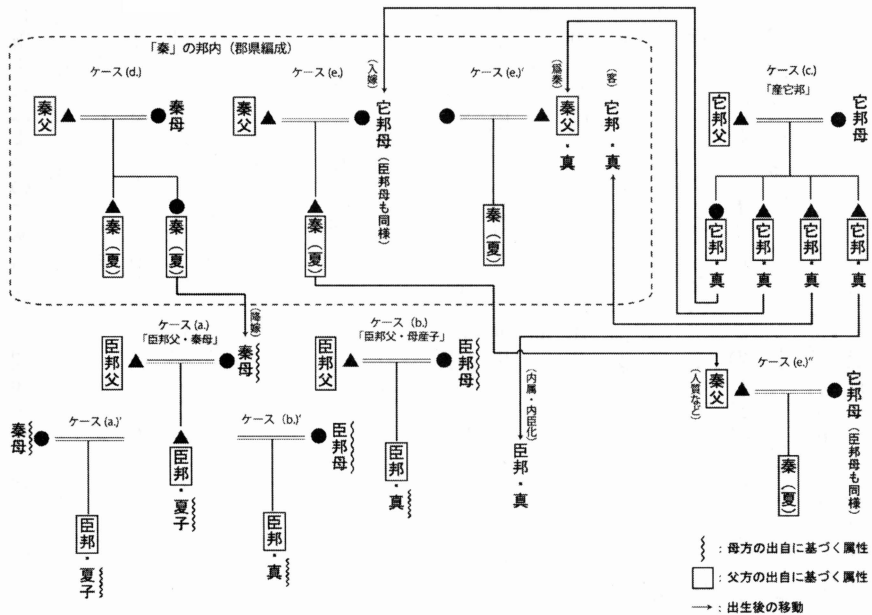
〔 秦／臣邦／它邦……………(i)
 ・ 夏子／真……………(ii) 〕

(i)は親の属性として、(ii)は特定の婚姻関係によって生ずる子供を区別する属性として使用されているが、睡虎地秦簡には、この二系統の属性が同一人物において並存している事例が確認できる。「真臣邦君公」や「臣邦真戎君長」といった語句がそれである。前者は「真」である「臣邦」の君公を、後者は「臣邦」の「真」かつ「戎」である君長を指すこと、申すまでもない。そして「真」が「臣邦」と並存する別概念である以上、その対義語たる「夏子」もまた、「臣邦」と並存する概念であったと考えねばならない。『法律答問』は(a)「臣邦父・秦母」の子供を「夏子」、(b)「臣邦父母産子」の子供を「真」と定義しているが、彼らが同

時に「臣邦」なる属性を有していたことは確実である。でなければ、そもそも親世代の「臣邦父」や「臣邦父母」といった属性の来源を説明できない。つまりこの場合の「夏子／真」は、あくまでも「臣邦」の人間に附加された区別であったと考えなければならぬ。そして「臣邦」という属性の認定は、(a)・(b)双方の場合に共通する「臣邦父」により決定されていたと考えられる【附図・ケース(a)・(b)】。秦律はまず父親により(i)の「臣邦」の属性を決定した上、母親による(ii)の区別を加えていたのである。

では「秦」の両親から生まれた子供は、どのように把握されたのだろうか。まず(i)の区分においては、問題なく「秦」と認定されたであろう。「臣邦」・「它邦」となる要素は皆無であるから。(ii)の区分ではどうか。もちろん「真」と認定された可能性はないが、「夏子」と認定されたとも考えがたい。なぜなら、明らかに「臣邦父・秦母」なる条件より外れるからである。むしろ「秦母」の子供が「夏子」と呼ばれている事実から推定すれば、「秦」の人は同時に「夏」とも見なされていたと考えるべきである。「秦」の両親の子供は「秦」にして「夏」であり、「夏子」ではなかったことになる【附図・ケース(d)】。

最後に「秦」の父親と「臣邦」・「它邦」の母親の間に生まれた子供である。まず(ii)の属性から考えてみよう。彼(彼



附図：秦律の出自属性概念図〔渡邊 2013〕

女)らが「真」と認定された可能性は皆無である。なぜなら「法律答問」は「真」を「臣邦の父・母の産子」と「它邦に産れたるもの」と明記しているからである。母親だけが「臣邦」の人間は「真」ではない。この点でも「母親決定論」に従えないことは明白であるが、同様に「臣邦父・秦母」という「夏子」の条件にも合致していないため、「秦」の両親の場合と同じく「夏子/真」いずれにも属しないことが判明する。では(i)の属性はどうだろうか。「臣邦」の父親を持つ子供の場合を参照すれば、秦は父方の出自により(i)の属性を区分していたと考えられるから、「秦」の父親を持つ子は、やはり「秦」であった可能性が高い。すると「秦」の父親をもつ子は両親ともに「秦」の子供と同じく、「秦」かつ「夏」であったと考えるのが最も適切な解釈となる【附図・ケース(e)】。

あるいは原文に明記されていない想定を訝る意見もあるかも知れない。だが「法律答問」はケース(a)で明確に「秦母」なる語を使用している。彼女も人の子である以上、何らかの父親・母親の組み合わせから出生した筈だが、そのパターンは、以上述べた(d)・(e)以外にあり得ない。⁽²⁶⁾「秦」の父親を持つ子は、やはり「秦」であったと考えられる。

このように考えて初めて、当該条文に示された条件全てを整合的に解釈し、また前述した疑問を解くことが可能と

なる。⁽²⁷⁾ あわせて『法律答問』が「秦」の父親のケースに全く言及しない理由も判明する。「秦」の父親をもつ子供は、男女を問わず、全て「秦（夏）」となることが自明だったからであり、当該条文の「夏子／真」問答が、とくに「臣邦」の父親を持つ子供と「它邦」出身者を対象とした内容だったからである。すなわち「夏子」を「身分上、完全な秦國人」とする理解も、それが母親の身分によって一律に決定されていたという解釈も、そして当該規定が異邦人の「秦化」を進める概念であったとする見解も、ことごとく訂正されねばならないのである。⁽²⁸⁾

二、『奏讞書』の「降為漢」をめぐる

すると次に問題となるのは、他国民がどのように秦民に編入されていたのかという点である。旧稿では、他国の郡県民が降伏して秦民となることを「為秦（秦と為る）」と表現した事例が見えること、張家山漢簡『奏讞書』に同様の「降為漢（降りて漢と為る）」という事例が存在することを注記し、他国民が服属時ただちに「秦」に編入された可能性を指摘した。⁽²⁹⁾ だが後者には異なる解釈も存在する。それは「降為漢」を「〔時代が〕降つて漢の世となる」意味と解する陳偉氏の見解である。⁽³⁰⁾ 陳氏の研究は秦漢交代期

の民の戸籍登録の手続きを検討した画期的な業績であるが、果たしてこの解釈は正しいのであろうか。当該事例は、秦楚漢交代期における民の「国」帰属の変化に関する第一級の史料でもあり、忽せにしておくことはできない。以下に検討を加えてみよう。

十一年八月甲申朔丙戌、江陵丞驚敢讞（讞）之。三月己巳、大夫稼辭曰、六年二月中買婢媚士五（伍）點所。賈（價）錢萬六千。迺三月丁巳亡、求得媚。媚曰、不當為婢。●媚曰、故點婢、楚時去亡、降為漢、不書名數。點得媚、占數復婢媚、賣稼所、自當不當復受婢、即去亡。它如稼。●點曰、媚故點婢、楚時亡、六年二月中得媚。媚未有名數、即占數賣稼所。它如稼。媚。●詰媚、媚故點婢、雖楚時去亡、降為漢、不書名數。點得、占數媚、媚復為婢。賣媚當也。去亡、何解。●媚曰、楚時亡、點乃以為漢、復婢、賣媚。自當不當復為婢、即去亡。母它解。●問媚年卅（四十）歲、它如辭。●鞠之、媚故點婢、楚時亡、降為漢、不書名數。點得、占數、復婢、賣稼所、媚去亡、年卅歲得。皆審。●疑媚罪。它縣論、敢讞（讞）之。謁報、署中廢發。●吏當黥媚顏頰昇稼。或曰、當為庶人。

（張家山漢簡『奏讞書』案例二、第八～一六簡。

〔高祖〕十一年八月甲申朔丙戌（三日）、江陵丞驚敢て之を讞す。三月己巳（十四日）、大夫稼の辞に曰く、六年二月中に、婢媚を士伍点の所に買う。価は錢万六千なり。迺ち三月丁巳（二日）に亡げ、求めて媚を得たり。媚曰く、婢と為るに当らずと。

●媚曰く、故点の婢たるも、楚の時に去亡し、降りて漢と為るも、名数を書かず。点、媚を得、占数して復た媚を婢とし、稼の所に売れり。自ら当つるに、当に復た婢を受くるべからずとて、即ち去亡したり。它是稼のごとしと。

●点曰く、媚は故点の婢にして、楚の時亡げ、六年二月中に媚を得たり。媚未だ名数を有たざれば、即ち占数して稼の所に売れり。它是稼・媚のごとしと。

●媚を詰す。媚は故点の婢にして、楚の時に去亡し、漢と為ると雖も、名数を書かず。点得、媚を占数したれば、媚は復た婢たり。媚を売るは当なり。去亡、何ぞ解あるかと。

●媚曰く、楚の時亡し、点乃ち以て漢と為すも、復た婢とし、媚を売れり。自ら当つるに、当に復た婢と為るべからずとて、即ち去亡す。它的解毋しと。

●問うに、媚は年四十歳、它是辞の如し。

●之を鞫す。媚は故点の婢にして、楚の時亡げ、降りて漢と為るも、名数を書かず。点得、占数し、復た婢とし、稼の所に売る。媚去亡し、年卅歳、得らる。皆審らかなり。

●媚の罪を疑す。它是臬論す。敢て之を讞す。報を謁む。「中膺発け」と署せ。

●史、媚の顔頰に黥して稼に買うに当つ。或ひと曰く、庶人と為すに当つと。

右の案例は、楚漢戦争期の江陵で発生した女奴隷の逃亡事件である。媚は江陵に住む点なる人物の婢であり、楚項羽の楚に属する臨江王国の治下）の時に逃亡し、「降りて漢と為る」が、いまだ戸籍に登記していなかった。その後、故主の点に捕えられて再び婢とされ、大夫稼なる人物に売却される。媚は、婢として売却されるのは不当であると考へ、逃亡したが、捕らえられて江陵県の裁きを受けることになった。上級審の判断は分かれており、判決は媚を逃亡奴婢と認め、「黥顔頰界主」に量刑するが、媚を庶人と認める反対意見も附記されている。

なお、この案例と関連する内容が同じ『奏讞書』案例五に見える。同案例は同じく楚漢戦争期の江陵で発生した男奴隷の武の逃亡・傷害事件に関する裁判である。武は士伍の軍なる人物の奴であったが、「楚の時去亡し、漢に降り、

名数を書して民と爲る」。ところが後に武を発見した軍は、逃亡奴隸として求盜の視しに通報し、ともに武を逮捕せんとした。武は劍を抜いて抵抗し、視を傷つけるが、自らも受傷して捕縛された。裁判では、武が漢の「士伍」であり、軍の奴でないことは認められたものの、捕吏の視に抵抗して「賊傷」した罪により、結局黥城旦の判決を受けている。

これらの「降爲漢」・「降漢」の解釈が問題となる。一つの解釈は、これを「降伏して漢民となった」と解するものであり、飯尾秀幸氏・池田雄一氏・鈴木直美氏・鶴間和幸氏らが同様の解釈に立つ³³。この解釈に立てば、媚は楚側からの逃亡と漢側への降伏・投降（個人もしくは江陵県全体）により「漢」の人間と認定されたが、何らかの理由で戸籍に登記しなかったため、後に故主の点に再び婢として登記され、売却されてしまったことになる。これを以下、「降伏」と称することにしよう。

これに対し陳偉氏の「時代が」降り漢の世になって」とする解釈に立てば、媚は楚の時代に点の下から逃亡したが、漢の治世になっても戸籍に登記していなかったため、庶人と認められず、再び婢として売却されたことになる。この解釈は廣瀬薫雄氏にも追認され、廣瀬氏は「降爲」と類似した「降及」という表現が「時代が降り」の意味で用いられる事例を指摘している³⁴。これを以下、仮に「時代」

説と呼ぶことにする。

両説のいずれがより妥当な解釈といえるであろうか。確かに「降爲漢」の前には「楚時」という語句があり、一見すると時間の推移を表現しているとも受け取れる。だが疑問点もある。原文の「楚時去亡、降爲漢、不書名數」（案例二）・「楚時去亡、降漢、書名數爲民」（案例五）は、「降伏」説に従えば「去亡・降・書・爲」の動詞が一貫して媚・武を主語としていると解釈できるが、これに対し「時代」説に従うと、「降」のみ、時間³⁵を主語としていたことになり、前後の文脈から乖離してしまう。このように両説には一長一短があり、「奏讞書」の文面からだけでは是非を決定するのが難しい。

したがって両説の当否を決めるのは、他の関連史料との整合性ということになる。戦国から秦漢時代の文献資料と出土文字資料を通覧すると、「降爲漢」と関連する表現を複数認めることができる。以下、幾つかの事例を検討してみよう。

まず前提として、「降」の用例の大部分が「降伏・投降」であって、時間の推移を表す用例は必ずしも多くない事実が確認できる。その中で廣瀬氏が指摘した事例は明らかに「時代が降って」の意味であるが、あくまでも「降及」であり、「降爲」ではない。それでは「降爲○」や「爲○」にはい

かなる事例があるのだろうか。まず前稿でも指摘した戦国後期の「爲秦」・「爲趙」の事例である。これは、長平の戦い前夜（前二六一年）、韓の上党郡の帰趨をめぐる駆け引きを伝えた『戦国策』・『史記』の記事の中に認められる。『戦国策』趙策一「秦王謂公子他章」は、

〔韓の上党太守〕馮亭守ること三十日、陰かに人をして趙王に請わしめて曰く、韓、上党を守る能わず、且に以て秦に与えんとするも、其の民は皆秦と爲るを欲せずして、趙と爲らんことを願う。今有つところの城市の邑十七、願わくは拜して之を王に内れん。唯だ王之を才れと。趙王喜び、平原君を召して之に告げて曰く、韓、上党を守る能わず、且に以て秦に与えんとするも、其の吏民は秦と爲るを欲せずして皆趙と爲らんことを願う。今、馮亭使者をして以て寡人に与えんとす、何如と。

と、上党郡の吏民が秦・趙に降伏することを「爲秦（秦と爲る）」・「爲趙（趙と爲る）」と表現している。同事件は、『史記』趙世家や武安君列伝でも言及されているが、武安君列伝では後日談の形で回顧し、「秦會て韓を攻め、邢丘を囲み、上党を困しむ。上党の民、皆反て趙と爲る。天下

の秦民と爲るを樂しまざるの日久し」と表現する。ある郡の民が他国に帰属し、その民となることを「爲○」と表記する事例は、確かに存在した。

さらに文献史料では他にも同様の事例が見え、『漢書』賈誼伝では秦と漢の統治を対比した中で、「是を以て大賢之に起ち、威もて海内を震わせ、徳もて天下を従う。曩に秦と爲りし者、今転じて漢と爲れり。然れども其の遺風餘俗、猶尚未だ改まらず」とあり、統一時「秦」となった者たちが転じて「漢」となった事実が述べられている。この場合の「秦」・「漢」も「時代」ではなく「秦民」・「漢民」の意味であろう。

一方、出土文字資料に目を転ずると、やはり関連する事例を幾つか認めることができるが、その最も明確な事例は、張家山漢簡『曆譜』の一節である。

□新降爲漢。九月□（張家山漢簡『曆譜』第二簡）
……新たに降りて漢と爲る。九月……

張家山漢簡『曆譜』は漢高祖五年（紀元前二〇二年）四月から呂后二年（前一八六年）後九月までが残存する年月表である。その形式は、各年ごとに歳首十月から九月・後九月までの月干支が配列され、加えて第一〇簡に「八月癸

酉。九月壬寅。後九月壬申。六月、病もて免ぜらる」とあるごとく、その年に起こった墓主に関わる少数の事績が、各年度の末尾に書き込まれていた。当該簡は残念ながら上端・下端とも断裂しているものの、江陵の帰属や他の簡の残存状況から推定すれば、整理小組の推定するように高祖五年（前二〇二年）の末尾に書き込まれた記事であったと思われる。そこに「降爲漢」という『奏讞書』と全く合致する表現が見えているのである。

この記事は明らかに「降伏して漢の民となる」の意味でなければならぬ。第一〇簡の「六月病免」を参照すれば、「降爲漢」の主体は墓主であった可能性がきわめて高いし、そもそも時間軸が固定された年表に、「時代が降つて」という時間の推移を表現した記事が書き込まれるのは甚だ不自然だからである。墓主が個人で投降したのか、江陵県全体で降伏したのか不明であるが、いずれにせよ墓主の帰属国が、この年のある月に臨江（楚）から漢へと新たに切り替わった事実を書き入れたものと考えられる。

以上の事例を根拠とすれば、『奏讞書』案例二に見える「降爲漢」とは、やはり「降伏して漢の民になる」の意であったと考えなければならぬ。媼の証言中に見える「楚時」、點乃以爲漢、復婢、賣媼」とは、点が媼の逃亡を「漢の時代」に起こったものと主張した、という意味ではないだろ

う。点自身が供述の中で媼の逃亡を「楚の時」に発生したものと明言しているから。するとこの文は、「私は楚の時に逃亡し（降伏して漢民となったが）、点も私が漢民であると認識していながら、再び婢として売却した」という意味となる。媼の口吻や武の場合から推測すれば、楚から漢に投降した逃亡奴婢には庶人となる機会があったようであり、媼の発言はこれを無視した点の行為の不当を申し立てたものとなる。吏の論当に「或曰」の形で附された反対意見は、媼の申し立てを認め、彼女が投降して「漢」となった時点で、点との隷属関係が切れたと判断したものに他ならない。

その場合に興味深いのが、案例二の媼と、案例五の武の場合との相違である。両者とも楚側から漢側に投降した点は共通しているものの、その後の奴婢／庶人の認定において、大きく異なる認定を受けている。すなわち武は裁判中で「漢」の「民」にして「士伍」であり、「復た軍の奴と爲るに当たらず」との認定を受けている。ところが媼は、投降して「漢」となっていたにもかかわらず、最終的には点の婢として売却が認められてしまっている（反対意見はあるが）。両者の相違は、明らかに「占名数」の有無にかかっている。つまり武の場合は戸籍に登録していたため、漢の庶人としての認定を受けているが、媼の場合には同様

の手続きを踏んでいなかったため、「漢」民にはなつたが庶人とは認められず、故主点の所有に帰してしまつたものと考えられよう。^②

すると漢初における民の帰属と編成は、少なくとも次の二つの段階を経て行われたものと推定できる。

① 投降・降伏による「国」の帰属の変化

② 戸籍への登記（「占名数」）による郡県民への編入

まず第一段階では個人での投降や郡県単位での降伏に伴い、その人々は「爲漢」、すなわち「漢」に帰属する存在となつた。しかし、人々の身分はこの時点でまだ確定しておらず、官に「名数」を申告・登記して、初めて正式な郡県民として編成されたものと考えられる。高祖五年に下された著名な「五年五月詔」^③は、山林藪沢地に隠れ住む多数の民に帰還と戸籍編入を勧める内容を含むが、これは当時、居住領域が漢の統治下に入った後も、正式な編籍を受けていない民が多数存在したことを示す。

以上の考察から、漢初の段階における諸侯国人の編入過程について、かなりはつきりとした認識を得ることができた。諸侯国から漢へと帰属した人々は、まず投降・降伏の時点で「漢」と認定され、さらにその後戸籍の登記を経て、

正式な郡県民として編成されたと考えられる。そこに「母親決定論」の介在する余地がないこと、改めて言うまでもない。そして秦の場合も、上記の『戦国策』や『史記』の事例を参考にすれば、基本的な過程は同じであつたと考えられるだろう。すなわち秦に投降したり、居住する郡県が秦に降伏した人々は、その時点でまず「秦」となり、その後戸籍登録を経て、郡県民として正式に編成されたと推定されるのである。

三、帰属・編入後の人々

——里耶秦簡「戸籍簡」の楚爵と秦爵

以上のように「秦」や「漢」に帰属した他国民は、「秦民」「漢民」として認定と戸籍への登記を経て、郡県民に編入されたと考えられる。すると次に問題となるのは、編入された人々のその後の扱いである。彼らが帰属後も「秦」や「漢」と認定されなかつたとする説や、「母親決定論」が成り立たないことは明白である。だが彼らは、他の生まれながらの「秦」人や「漢」一人と、直ちに同じ境遇に置かれることになつたのであろうか。

ここで想起すべきなのが秦律の「真」である。「真」の認定は、(ア)「臣邦父・秦母」の子供と、(イ)「産它邦」が条

件となっていた。このうち(ア)が例外的な「夏子」を除く大多数の「臣邦人」たち——つまり、全く秦人の血統を引いていない「純粹な」非秦人を指していたことは明らかであるが、問題は(イ)の方である。もし単なる他国の人間であれば、ただ「它邦人」と書けば足りるだろう。それが「它邦に産れたるもの」と、出生時に遡って表現されている理由は何であろうか。明らかにそこには、「它邦」として生まれ、

後天的に「秦」や「臣邦」に帰属を変えた人々が含まれていると思われる。それは具体的にどのような人々だったのであろうか。まず容易に想起しうるのは「它邦」から「臣邦」へと帰属した人々、すなわち後世でいう「内属」した異民族や、「内臣」を称した諸侯国の人間などである。とくに前者は、秦律にいう「臣邦真戎君長」に相応しい存在である。だが「産它邦」なる概念を字義通りに解釈すれば、そこには服属して「臣邦」となる場合だけではなく、「秦」に帰属した場合も含まれていた可能性を否定できないだろう。それはいかなる人々であり、どのような処遇を受けていたのであろうか。

このケースに該当し、問題を考察する手がかりとなる可能性の高い史料が発見された。里耶故城の城濠の土坑から出土したいわゆる「戸籍」簡である。これはおそらく遷陵県の「南陽」という里に居住していた民の名籍だが、そこ

に「荊」すなわち楚の爵を持つ人物が含まれていた。当該史料については藤田勝久・邢義田・鷲尾祐子・鈴木直美・黎石生・張榮強ら諸氏が検討を加えているが、それらを参考に内容を瞥見してみよう。

里耶戸籍簡は、K11という土坑から竹簡五一枚が出土し、これまでに二八枚が復元・公開済みである。完整な簡で長さ約四六センチメートル、幅が〇・九〜三センチメートル程度である。鈴木直美氏の整理・検討に従えば、戸籍簡の記事は概ね五つの欄に分かれ、第一欄に戸主の里名・身分・爵位・姓名、第二欄に妻・母の名、第三欄に未婚男児の名、第四欄に未婚女兒の名、第五欄が奴婢の名や「伍長」といった別筆の書き込みを記入する欄である。そこで注目すべきは楚爵を保有する戸人たちの存在である。例えば冒頭の

南陽戸人荊不更蠻強／妻曰曠／子小上造□／子小女子駝／臣曰聚
〔伍長〕
〔里耶秦簡「戸籍簡」K27〕

南陽戸人荊不更黃得／妻曰曠／子小上造臺／子小女辱
子小上造 子小女移
子小上造 子小女 辱
子小上造 子小女 辱
〔里耶秦簡「戸籍簡」K1/25/50〕

* 「荆」は別筆

のように、「荆」某爵を持った人物が、全二八箇中一四例（荆不更一三例、荆大夫一例）認められる。この「荆」某爵については諸説あるが、整理小組が推定するように「楚爵」を意味し、かつて戦国楚の民であった人々が、秦に帰属した後も、戸籍に原有爵位の記録を留めていたと理解するのが最も穏当である。ただ「不更」や「大夫」は戦国楚の爵名そのままではなく、別名の楚爵を秦の爵名に改めたものか、もしくは旧楚爵に相当する秦爵を新たに与えたものであろう。いずれにせよ「荆」某爵が、秦に帰属する以前の地位を表徴するものであったことは確実である。

この推定を傍証するのは、「荆」某爵および「荆」を冠しない爵位それぞれと保有者との関係である。サンプル数は限定されているが、「荆不更」・「荆大夫」を有する一四事例は全て戸主男性の場合に集中し、子弟が保有する例は確認できない。一方男児が「小上造」爵を保有する例が二〇例、戸主の弟が「不更」を保有する例が四例、そして戸主が「不更」を保有する例が一例のみ（K30/6）認められる。これらは「荆」を冠しない以上、すべて秦爵であったと考えるのが適当である。「小上造」の「小」は、傅籍以前の未成年であることを意味し、彼らが「上造」爵を保有する理由は、おそらく統一前後の賜爵により秦爵が一

律的に配られた結果であろう。⁽⁴³⁾

つまり里耶戸籍簡からは、旧楚爵の保有者が戸主に集中し、その子弟は秦爵を保有する傾向が認められるのである。ここから浮かび上がるのは、帰属して秦の民となった後も、旧楚爵を継続して保有する帰属第一世代——戸主の成年男子がそれに該当する——の存在である。恐らく彼らは「它邦」に生まれ、その爵を保有したままで秦に降った人物であり、これはまさに『法律答問』にいう「真」に該当する可能性が高いのではあるまいか。同時に彼らが戸籍を通じて郡県民に編成されていたこと、すなわち「秦と為り」「名数を占」していたことは確実である。つまり秦に帰属した他国出身第一世代では、帰属以前の身分をある程度継続して保有することが認められていたと考えられる。

では彼らの子供達、すなわち帰属民の第二世代はどのように扱われたのであろうか。先の推定に従えば、帰属後に出生した子弟は、父親が「秦（真）」であるとしても問題なく「秦（夏）」の一般の郡県民として扱われたと考えられる【附図ケース(e)】。里耶戸籍簡で第二世代の子弟が秦爵を保有している事実は、彼らが秦治下の民爵賜与を被ったことに起因するものだろうが、彼らが少なくとも爵制において、生まれつきの秦民として扱いを受けていたことを示唆する。⁽⁴⁴⁾すると前節に挙げた、他国民から「漢」・「秦」

への帰属・編入の過程には、次の③の段階を加えることができるだろう。

③ 第二世代以降、生まれつきの「秦」・「漢」として処遇

このように秦は、帰属した他国民——秦と同じ諸侯国出身の人々を、「秦」にして「真」という形で把握し、帰属前の地位を部分的に認めていた。漢代に「真」概念が存在した証拠は見つかっていないが、帰属者の旧爵を記録しておくことは、やはり行われていたらしい⁽⁴⁵⁾。これらは、いわば秦・漢の郡県民に「帰化」した人間についての過渡的な処遇と思われ、旧爵に準じた新たな爵を与えたり、旧帰属国における社会的地位を把握したりするための措置であったと推測できる⁽⁴⁶⁾。

工藤元男氏の「真」を「他国出身者」客の法制上の表現とする説は、「它邦」から「秦」への移動を想定する点で、まことに傾聴に値する見解であった。しかし以上見てきたように、「真」は投降・帰属して「秦」に編入された民や、「秦」の血統を受け継いでいない「臣邦人」を指していたと考えられ、これら全てを「客」と把握することは難しいのではないだろうか。何より睡虎地秦簡『法律答問』には、「諸侯客」などの「客」概念が別個に見えており、明らかに他

国や他地域からの「訪問者」を意味している。また『史記』李斯列伝の「逐客令」においても、「客」は他国から秦に来て仕官している人物を指している如くである⁽⁴⁸⁾。少なくとも「逐客令」が、占領地で編入された住民すべてを国外追放する内容であったとは考えがたい。つまり「真」の中に「它邦」からの「客」が含まれるとしても、「真」全てを「客」と把握することはできないのである。

一方、筆者は前稿において「真」の意味を「純粋な非秦人」と解釈したが、以上の考察に従えば必ずしも十全な定義ではなかったかも知れない。「真」は「純粋な非秦人」(秦の血統を全く引いていない臣邦・它邦の人)に加え、そこから「秦」に帰属した第一世代の人、つまり「純粋な非秦人出身者」を含む可能性があり、ここに補足しておきたいと考える。ただし非秦人に出自を持つ者であっても、「秦」に帰属した以上は、その子供が「秦(夏)」と認定されたことは疑いまいだろう。この点を留意することにより、諸侯国出身の人々が秦・漢に編入される過程を無理なく理解できると思われる。

四、異民族と郡県民との逕庭

ここで言及しておきたいのが、上記の諸侯国人の場合

と、「蛮夷」や「戎」「夷」などの「異民族」とで、帰属・編成の扱いがどのように異なっていたのかという問題である。漢代の異民族統治のあり方全般を考察する余裕はないが、ここでは秦漢交代期の事例から読み取れる点を中心に、異民族が服属した場合の特質を幾つか指摘しておきたい。

まず第一に、服属した異民族集団における既存の社会組織の存続である。すなわち戦国秦の恵文王期に清江流域で服属した麋君巴氏は「蛮夷君長」として異民族を統率する存在であったし、同じく戦国秦の昭襄王期に閩中で服属した板循蛮は、郡県治下で「七姓」の「渠帥」ごとに服属していた。⁽⁴³⁾両者の待遇は漢代にも基本的に受け継がれたという。『奏讞書』案例一は、漢初の南郡夷道で発生した「夷夷大男子」母憂の逃亡事件であるが、母憂は供述中で「君長」に所属していると述べている。⁽⁴⁴⁾彼らは郡県道の界内において服属しつつも、社会組織を解体して郷里に編成されることなく、「君長」や「渠帥」のもとに属していたと考えられる。換言すれば「地域」としては秦や漢の領域内に囲い込まれつつ、「人」の所属としては一般の郷・里ではなく、血縁的集団などを維持し、世襲的な地位を持つ統治階層に率いられていたと考えられるのである。

第二に、優遇税制の原則である。服属した異民族集団は原則として王朝側と盟約を結び、税制や刑制の上で優遇を

受け、特例的な貢納物を君長階層を通じて納入することになっていった。中村威也氏らが指摘するように、帰属した異民族の戸口が何らかの簿籍により把握され、郡・県・道による管轄を受けていたことは確実であろう。⁽⁴⁵⁾しかしその編成は、明らかに一般の郡県民とは異なるものであり、戸口把握の状況も場合によって様々であった。⁽⁴⁶⁾端的に言えば異民族集団は郡県・道の治下で「君長」などを通じた間接統治下におかれていたと考えられる。

ところが現実には、こうした間接統治の原則は、しばしば現場の官吏による侵奪・介入を被っていた。『奏讞書』案例一の場合では、南郡都尉による命令を受けた夷道の尉が、夷道の界内に居住する「蛮夷」を徴発している。逃亡した母憂が「蛮夷の大男子、歳ごとに五十六錢を出して以て徭賦に当つれば、屯と為るに当たらず」、「君長有り、歳ごとに資錢を出して以て徭賦に当つれば、即ち復なり」と述べている点に留意すれば、「蛮夷」が「君長」を通じて租税を納入し、「復」(徭役免除)の特権を有していたことは事実のようである。だが道官たちは、律文に「蛮夷を屯卒に徴発してはならない」と明言されていないことを根拠に、徴発を既成事実化し、母憂を逃亡罪として裁こうとす。こうした道官らの発言から判断すれば、「蛮夷」を屯卒に徴発するかどうかは、本来の盟約の中で定められてい

なかつたのであろう。上級審の判断は分かれたが、廷尉の判断により母憂は結局、要斬刑の判決を受けた。裁判の過程で母憂は「君長有り」と訴え、自らが道官より先に「君長」に所属する事実を主張しているが、その後の裁判の中で「君長」の関与は認められない。ここには都尉―道尉の軍事的徴発権が「君長」と属民との関係性を切断するように横ざまから入り込み、それを道・郡・廷尉の司法判断が既成事実化している構図が読み取れるのである。

第三に、以上のような異民族の人々は、少なくとも固有の社会組織を維持する限り、「秦」や「漢」とは見なされていなかった。『奏讞書』案例一は服属異民族を「蛮夷」と記載しているし、『後漢書』は戦国秦が板循蛮と結んだ盟約を、

昭王之を嘉するも、其の夷人なるを以て封を加うるを欲せず、乃ち刻石盟要し、夷人の頃田を復して租せず、十妻まで算せず、人を傷つくる者は論じ、人を殺す者は俵銭を以て死を贖うを得しむ。盟に曰く、秦、夷を犯さば、黄龍一双を輸れしめん。夷、秦を犯さば、清酒一鐘を輸れしめんと。夷人々に安ず。

（『後漢書』南蛮西南夷列伝）

と記載する。ここには「秦」と「夷」とが明らかに別個の概念として記述され、異民族が服属して戸口を把握された後も決して「秦」と同一視された訳ではなく、秦の統治領域にあつて「秦」と「夷」とが別個のカテゴリーとして並存していた事実を確認できる。

すると異民族集団が服属する場合と、諸侯国の民が帰属した場合との最大の相違点は、先に挙げた段階①に当たると、その理由は、彼らの言語や風俗習慣が異なることを除くのほか、何より異民族固有の社会組織が介在していたからであろう。つまり集団が完全に破砕された場合は「秦」や「漢」に編成された可能性が高いが、集団が存続している場合には、王朝に「蛮夷」として戸口を把握されることはあつても、「秦」・「漢」には数えられていなかったと考えられる。

以上のように郡県領域内に囲い込まれた異民族集団は、戦国秦では「臣邦」に含まれ、漢代では「内属」した異民族に該当するだろう。戦国秦や漢帝国の領域内部には、こうした「内属」すれども帰化せざるゝ異民族が広く分布していた。小林聡氏や熊谷滋三氏が論ずるように、かかる「内属」とは「内臣」化を意味していたと考えられる。⁽³³⁾しかし、「内臣」化は決して「秦化」や「漢化」と同義ではない。⁽³⁴⁾「内属」すれば原則的に漢民と同じ扱いになつたはずだとは言

えないのである。⁽⁵⁶⁾

『秦讞書』案例一の事例を見る限り、彼らが秦や漢の律令による統治、いわば実効支配を受けていたことは争われない。だが官吏による動員や徴発を、制度的に確立したものととらえる必要はないと考える。当該案例は「蛮夷」が郡・道官による徴発、つまり郡県化の力学に晒されていたことを物語るが、同時に官吏の苛斂誅求が、盟約や律令の空隙を縫う形で、既成事実の積み重ねにより進められていたことを示している。

そして異民族から郡県民への里程を考えた場合、とくに君長階層については、「列侯」などの高位の爵を与えることで、一般属民よりも「同化」の力が及びやすかったと考えられる。戦国秦の時点で「戎翟君公」なる存在が認められるし、前漢中期以降は投降胡人や投降越人の統治階層を列侯に封ずる事例が増加している。⁽⁵⁷⁾これは統治階層の懐柔と同時に、異民族集団とは別の封邑を与えることで、彼らをもととの集団から引き離し、既存の社会組織の解体を促す狙いもあったと推定できるだろう。⁽⁵⁸⁾

結語

以上、秦漢交代期の民・夷の帰属・編入過程を考察し、

得られた知見は以下の通り。

一、「睡虎地秦簡『法律答問』の「夏子」とは、「秦」の外延に設けられた準秦人」というべき概念であり、秦に臣属した「臣邦」の中でも、とくに秦人女性の降嫁が許された統治階層の子弟のみを指す呼称であった。一方、その対義語たる「真」は、秦人の血統を全く受け継いでいない「臣邦人」の大多数や「它邦人」、そして「它邦」の出身者で「秦」や「臣邦」に帰属した第一世代を意味する呼称であり、「純粹な非秦人」およびその出身者を意味していたと考えられる。

二、『秦讞書』をはじめとする諸史料から、秦・漢による諸侯国人の帰属・編成の過程は次の三つの段階に還元できる。

① 投降・降伏による「国（邦）」の帰属の変化

② 戸籍への登記による郡県民としての編成

③ 第二世代以降、生まれつきの「秦」・「漢」として処遇

こうして帰属した第一世代は、旧所属国の爵を保持し続けることが認められていた。これはいわば「帰化人」に対する過渡的扱いであった。それでも帰属した人々はただちに「秦」・「漢」の郡県民に編入され、第二世代からは生まれつきの民として全く同化したと思われる。これは次に見る異民族の場合とは大きく異なっている。すなわち秦・漢

王朝と他の諸侯国とは、それぞれ「邦」を別にしつつも、その民同士は基本的に帰属可能な関係にあったことを示す。当時漢族意識はなお未成立であるが、戦国諸国共通の「戎狄蛮夷」に対する差異認識と、その裏返しとしての帰属意識は、確かに存在していたことが窺われる。

三、異民族が社会組織を保持したまま服属した場合は、段階①に該当する「秦」・「漢」への同化が認められず、服属後も間接統治下に置かれ、郡県民とは区別され続けた。また段階②にあたる戸口の把握も行われたが、その場合も一般の郡県民とは別の優遇政策などが認められる。それでも彼らには秦・漢の律令支配が及んでおり、現場の官吏による介入・侵奪がしばしば行われ、郡県化の力学に晒されていた。異民族に対する間接統治の原理は、こうした圧力の下で「同化」もしくは離叛へと傾斜する可能性を常に抱えていたのである。また王朝から異民族の統治階層に対して封爵を与えることで、彼らを懐柔するとともに、異民族集団から分断し取り込む力が加えられていた。異民族に与えられる封爵にも、異民族固有の地位を承認する性格のもの、列侯など王朝の爵制秩序に即した性格のものが存在したことが知られており、「内属」から郡県民に至る里程の解明と合わせて、なお詳細な検討が必要である。

次の課題として浮かび上がるのは、秦漢時代の「内臣／

外臣」構造である。本稿冒頭に示した四つの系統の研究のうち、第一系では「内臣／外臣」構造の戦国秦への遡及が議論されているが、第四系では逆に漢初における「内臣／外臣」構造の未成立が強調されていた。相反する二つの研究成果はどのように整合化できるのだろうか。また戦国秦と漢帝国の間に介在する統一秦の国制や、漢代以降の異民族統治政策についても、新出簡牘資料の増加に伴い新たな研究が可能となつて来ている。これらを次の課題としたい。

本稿の作業は、いわば秦・漢王朝の統治構造の傘の縁^{へり}に当たる部分、他の国や民族の人々がどのように取り込まれていたのかを追求したものである。工藤元男氏をはじめとする先行研究の見解と異なる結論になったが、無論それは諸氏の研究の価値を些かも減ずるものではない。工藤氏らによる先駆的な考察とモデル化がなければ、批判的検証による認識の精緻化は不可能であるし、そもそも帰属・編入過程といった史料に残りにくい論点の問題化すら困難であっただろう。むろん筆者の検討過程にも、多くの不十分な点や脱誤が含まれていると思われる。諸賢の叱正を請いたいと考える。

【注】

(1) ここでいう「天下」とは、黄河・長江流域で発生した新石器時代の諸文化に淵源を持ち、夏殷周時代の中原王朝の影響と東周時代の諸侯国同士の関係により、文化的な共通性と国を超えた帰属意識を醸成してきた地域を指す。具体的には戦国諸国の領域全体、概ね長城地帯以南から長江および諸支流の流域までを念頭に置いている。渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序』（校倉書房、二〇〇三年）、拙著『古代（中華）觀念の形成』（岩波書店、二〇一〇年）序章を参照。

(2) 楚漢抗争期の展開については、鶴間和幸『ファーストエンペラーの遺産：秦漢帝国』（講談社、二〇〇四年）、佐竹靖彦『劉邦』（中央公論社、二〇〇五年）・同『項羽』（中央公論社、二〇一〇年）、藤田勝久『項羽と劉邦の時代』（講談社選書メチエ、二〇〇六年）を参照。

(3) 「帝国」概念については渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼』（柏書房、一九九六年）第三章、同『中国古代の財政と国家』（汲古書院、二〇一〇年）「序説」にきわめて明確な議論が展開されている。本稿ではとくに、「邦（国）」や民族の別を超える統合のあり方を「帝国」的構造と呼ぶことにする。

(4) 栗原朋信「文献にあらわれたる秦漢璽印の研究」、『秦漢史の研究』、吉川弘文館、一九六〇年、所収）、同「漢帝国と周辺諸民族」、『旧版』岩波講座世界歴史「四、東アジア世界の形成Ⅰ、岩波書店、一九七〇年、所収」を参照。

(5) 関連の諸研究については拙稿「秦律の夏と臣邦」、『東洋史研究』第六六巻第四号、二〇〇七年。のち渡邊「二〇一〇」に再録。参照。以下帰属・編成に関わる研究のみを挙げる。工藤元男「秦の領土拡大と国際秩序の形成」、『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』創文社、一九九八年、所収。初出一九八四年）。同「秦の領土拡大と国際秩序の形成」再論——いわゆる「秦化」をめぐる（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年）・同「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」、『アジア地域文化学』構築』雄山閣、二〇〇六年、所収）、飯島和俊「戦国秦の非秦人対策——秦簡を手掛りとして見た、戦国秦の社会構造」、『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房、一九八六年、所収）、鶴間和幸「古代中華帝国の統一法と地域——秦帝国の統一とその虚構性」、『新潮』新三〇、一九九二年）、堀敏一「中国の異民族支配の原型——秦漢」、『中国と古代東アジア世界——中華の世界

と諸民族』岩波書店、一九九三年、第三章)、矢澤悦子「戦国秦の異民族支配と『属邦』」(『明大アジア史論集』I、一九九七年a)、同「秦の統一過程における『臣邦』——郡県制を補完するものとして」(『駿台史学』第一〇一号、一九九七年b)、大櫛敦弘「秦邦——雲夢睡虎地秦簡より見た『統一前夜』」(『論集中国古代の文字と文化』汲古書院、一九九九年、所収)、劉瑞「秦『属邦』・『臣邦』与『典属国』」(『民族研究』一九九九年第四期)。

(6) 小林聡「漢時代における中国周辺民族の内属について」(『東方学』第八二輯、一九九一年)、熊谷滋三「前漢における属国制の形成——『五属国』の問題を中心として」(『史観』一三四、一九九六年)、同「前漢における『蛮夷降者』と『帰義蛮夷』」(『東洋文化研究所紀要』第二三四冊、一九九七年)、同「前漢の典客・大行令・大鴻臚」(『東洋史研究』第五九卷第四号、二〇〇一年)、同「前漢の典属国」(『福井重雅先生古稀・退職記念論集古代東アジアの社会と文化』汲古書院、二〇〇七年、所収)。

(7) 小林庸浩(斗盃)「漢代官印私見」(『東洋学報』第五〇卷第三号、一九六七年)、渡辺恵理「前漢における蛮夷印制の形成——『有漢言章』の印文に関する一

考察」(『古代文化』第四六卷二号、一九九四年)、吉開将人「印から見た南越世界——嶺南古璽印考(前篇/中篇/後篇)」(『東洋文化研究所紀要』第一三六号/一三七/一三九冊、一九九八年/一九九九年/二〇〇〇年)、阿部幸信「漢帝国の内臣——外臣構造形成過程に関する一試論——主に印綬制度よりみたる」(『歴史学研究』第七八四号、二〇〇四年)、同「前漢時代における内外観の変遷——印制の視点から」(『中国史学』第一八巻、二〇〇八年a)。

(8) 伊藤敏雄「中国古代における蛮夷支配の系譜——税役を中心として」(『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、一九九五年、所収)、中村威也「中国古代西南地域の異民族——特に後漢巴郡における『民』と『夷』について」(『中国史学』第一〇巻、二〇〇〇年)。また藤田勝久「史記 秦漢史像の復元——陳涉、劉邦、項羽のエピソード」(『日本秦漢史学会会報』第五号、二〇〇四年)にも「奏讞書」案例一の検討がある。

(9) 李開元「漢初軍功受益階層の成立」(『漢帝国の成立と劉邦集団』汲古書院、二〇〇〇年、所収。初出一九九〇年)。

(10) 陳偉「奏讞書」所見漢初「自占書名数」令」(『燕説集』

商務印書館、二〇〇一年、所収。初出は一九九六年。なお漢代の戸籍については池田温『中国古代籍帳研究』（東京大学出版会、一九七九年）に以後の研究の基礎を形作った整理・検討がある。秦漢時代の社会編成に關わるその後の研究成果は大楠敦弘『国制史』（佐竹靖彦編『殷周秦漢史の基本問題』汲古書院、二〇〇一年、所収）、また家族制度と戸口調査に關わる研究成果は鈴木直美『中国古代家族史研究 秦律・漢律にみる家族形態と家族観』（刀水書房、二〇一二年）に整理されている。

(11)

朱紹侯『軍功爵制考論』（商務印書館、二〇〇八年）、石岡浩「張家山漢簡二年律令に見る二十等爵制度——五級大夫を中心に」（『中国史研究』（韓国）第二六輯別冊、二〇〇三年）、同「張家山漢簡奏讞書に見る二十等爵制度——特権の賜与と剥奪」（『早稲田大学本庄高等学院研究紀要』第二二号、二〇〇四年）、宮宅潔「漢初の二十等爵制——制度史的考証」（『中国古代刑制史の研究』京都大学学術出版会、二〇一一年、所収。初出二〇〇六年）、榑身智志「前漢における『皇帝者』の制定——秦末楚漢抗争期〜前漢初期における二十等爵制の変遷」（『中国出土資料研究』第十二号、二〇〇八年）、松島隆眞「漢王朝の成立——爵を手が

かりに」（『東洋史研究』第六九卷第二号、二〇一〇年）、など。また吉開将人「二〇〇〇」にも秦漢交代期の爵制（楚爵）の検討がある。なお西嶋定生氏の二十等爵研究とそれに対する杉山明氏の批判（『爵制論の再検討』、『新しい歴史学のために』第一七八号、一九八五年）から、こうした近年の爵制研究に至る動向については高村武幸「日本における近十年の秦漢国制史研究の動向——郡県制・兵制・爵制研究を中心に」（『中国史学』第一八卷、二〇〇八年）に委曲を尽くした回顧がある。

(12)

吉開将人「一九九八／一九九九／二〇〇〇」、同「漢初の封建と長沙国」（『日本秦漢史学会会報』第九号、二〇〇八年）。

(13)

杉村伸二「郡国制の再検討」（『日本秦漢史学会会報』第六号、二〇〇五年）、同「二年律令より見た漢初における漢朝と諸侯王国」（『富谷至編』『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』朋友書店、二〇〇六年、所収）、阿部幸信「漢初『郡国制』再考」（『日本秦漢史学会会報』第九号、二〇〇八年b）、斎藤幸子「前漢諸侯王国の太傅」（『日本秦漢史学会会報』第一一号、二〇一一年）。また高村武幸「二〇〇八」の研究史の総括を参照。

(14) 大楠敦弘「一九九九」、高津純也「戦国秦漢の支配構造に関する一考察——『外臣』『外国』と『諸夏』」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年、所収)、阿部幸信「二〇〇四／二〇〇八a」。

(15) 『二年律令』の「諸侯」との緊張関係を示す条文や、『秦獻書』案例三に見える漢朝と斉王国とを「它国」と見なす記事など。この点については山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡『二年律令』と秦漢史研究」(『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇二年)、宮宅潔「『二年律令』研究の射程——新出法制史料と前漢文帝期研究の現状」(『史林』第八九巻第一号、二〇〇六年)を参照。

(16) 柿沼陽平「書評：渡邊英幸著『秦律の夏と臣邦』」(『法制史研究』五八、二〇〇八年。のち『中国古代貨幣經濟史研究』汲古書院、二〇一一年、第四章注(二五)に再録。以下、引用頁数は再録著書に準拠)。

(17) 工藤元男「一九九八(一九八四)／二〇〇三」を参照。

(18) 工藤元男「一九九八(一九八四)」は「秦は隣接している異民族の居住地を征服するとそこに郡を開置したが、その法制上の位置づけは属邦としての臣邦であり、それは複数の(県・)道より構成されていたとみなされる。(中略)一方、臣邦はそのような属邦のほ

かに、附庸の地と六国の旧地に置かれた郡県を含む概念であった」(一一一頁)と述べる。工藤氏は異民族・附庸・旧六国郡県を区別せずに「臣邦」領域に編入されたと理解している。

(19) 工藤元男「一九九八(一九八四)」には「夏子とは『身分上、完全な秦国人』と結論される。以上の論理的帰結として、秦の勢力圏内に居住している人物が『真・『夏子』のいずれに属するかは、一にその母親の身分にかかっていることになる」(一〇四頁)、「すなわち秦では征服地の異民族をまず真(客身分)と規定し、かれらが夏子(身分上、完全な秦人)となるためには、論理的にはすくなくとも秦母(夏子身分の母親)より生まれるほかなかった。(中略)この両者(≡附庸と六国旧地に置かれた郡県。引用者)の人々にたいする身分制をテコとした取り込み論理は、属邦のばあいと基本的に同一であったとおもわれる」(一一一頁)とある。

(20) 同じ認識は飯島和俊「一九八六」にも見えるが、それに対する批判は拙稿「二〇一〇(二〇〇七)」注(六八)および本稿第二節を参照。

(21) 拙稿「二〇一〇(二〇〇七)」は「夏」が「秦」と「臣邦」とを繋ぐ統属関係と婚姻関係に基づく概念と指摘

した。柿沼陽平〔二〇一一（二〇〇八）〕は私見に対し、統属関係が「秦―臣邦主長の二者関係」なのか「秦―臣邦主長―臣邦人の三者関係」なのかが不明確であるとし、「夏」が「秦―臣邦の国同士の結合関係自体をあらわしていた可能性」を指摘する（二〇八―二〇頁）。筆者も二〇〇五年一月に東洋史研究会で口頭発表した際に、秦と臣邦とを繋ぐ「関係」が「夏」であるとしたが、それでは「関係」の内実が不明確であるため、活字化の際「統属関係」・「婚姻関係」と表現した経緯がある。柿沼氏のいう「国同士の関係自体」も結局秦本国と臣邦主長との統属関係によって成り立つのではないか。また「関係」である以上、それは秦と臣邦主長との間を第一義としつつ、臣邦人まで分節的に延伸するものである。『法律答問』の「秦属」は臣邦人が臣邦主長を通じて秦に間接的に服属する関係を意味する。秦律が「二者関係」と「三者関係」を区別していたとは思われない。

(22) 柿沼陽平〔二〇一一（二〇〇八）〕は「しかも睡虎地秦簡には秦母という語がみえるが、ここでの秦は臣邦・外臣邦・諸侯などと同じく国を意味し、出自（血统と出身地）を意味する夏子・真とは全く別次元の概念である。つまり秦母とは、正確に言えば『秦出身の母』

ではなく、『出産時に秦に属している母』の謂なのである」。「秦律では、出自概念（夏子・真）と、国および国家間の統属関係をしめす概念（秦・臣邦・外臣邦・諸侯・夏）が峻別されていたことになろう。そこで改めて睡虎地秦簡をみると、出自に関する概念は夏子と真の二つしか見えず、本論文のように別途「秦」という出自概念があったとする史料の根拠はない。逆に言えば、秦父と臣邦の間の子が夏子であった可能性はまだ十分に残されている」と述べる（二一〇―二一一頁）。思うに「秦／臣邦／它邦（外臣邦・諸侯）」と「夏子／真」とが別個の系統の属性であったとする論点は、拙稿〔二〇一〇（二〇〇七）〕で初めて提示したものであり、この点は柿沼氏も継承している如くである。だが氏の解釈には従いたい点も見受けられる。先にそれを指摘しておきたい。

① 「秦母」が出産時「秦」に属していた女性を指すとする点。「属す」の意味が今一つ不明だが、少なくとも「秦に嫁いできた女性」が「秦母」と呼ばれた可能性は皆無である。秦律は「秦母」と「臣邦父」の婚姻関係を例示しているが、この場合の「秦」・「臣邦」が所属している国だとすると、二人は一体いずれの国で結婚生活を送っているのだろうか。注

(23) 『後漢書』南蛮西南夷列伝は麩君巴氏に世々「秦女」が降嫁されたと伝えるが、これが秦に嫁いできた女性ではなく、秦が巴氏に送った女性であることに疑問の余地はない。やはり「秦母」とは「秦」出身で「臣邦」に嫁いだ女性を意味する（この点は工藤元男氏をはじめ先行研究の見解がほぼ一致している）。そして母親の「秦」が出自を示す概念であれば、子供にも当然「秦」なる属性が存在したと考えるべきである。親の世代まで存在した「秦／臣邦／它邦」なる属性が、子の世代から突如消えたとは考えがたいからである。秦律が子供の「秦／臣邦／它邦」を書かないのは、当該条が主に「臣邦」の人間を対象としており、また論理的に考えれば自明であるからに過ぎないと考える。

② 「秦父」と「臣邦母」との間の子が「夏子」であった可能性について。その可能性は、おそらくない。秦律に謂う「臣邦父・秦母」の定義と全く食い違つたためである。もし仮に「秦父・臣邦母」と「臣邦父・秦母」の双方の子供が「夏子」であるとすれば、「夏子」とは「秦」と「臣邦」間の婚姻関係で生まれた子供全部を指す概念になる。すると「夏子」とは結局「父・母いずれかが」秦の子」にはかならず、秦律

が「臣邦父・秦母」と規定している理由が不明となる（そして、そう考えた場合でも「母親決定論」は成り立たなくなる）。また「夏子」と「秦」とを混同すると、麩君巴氏のように、代々「秦女」との婚姻を重ねる「蛮夷」の「君長」の存在を説明できない。工藤元男「一九九八（一九八四）」は『後漢書』南蛮西南夷列伝の巴氏に「秦女」が降嫁された事例を挙げている。しかしそれは「君長」のみに許された例外的な恩典であり、例外的であつたからこそ相手を懐柔する効果が期待されたのであろう。後世の和蕃公主も同様と考えられる。一方、君長以外の大多数の異民族は、秦出身の女性と結婚する機会がほとんどなかったと思われる。さらに旧諸侯国に設置した郡県の民に対し、秦が自国民の女性を意図的に送り込んでいた痕跡は全く認められない。

及秦恵王并巴中、以巴氏爲蠻夷君長、世尚秦女、其「民」爵比不更、有罪得以爵除。其君長歲出賦二千一十六錢、三歲一出義賦千八百錢。其民戶出轅布八丈二尺、雞羽三十緡。漢興、南郡太守斬彊請一依秦時故事。〔後漢書〕南蛮西南夷列伝)

* 「民爵」の「民」は衍字である。渡邊「二〇一〇（二〇〇七）」注「三三」参照

(24) 秦の領域拡大と徙民政策、およびそれと符合する秦

人墓葬の拡散状況については、中国社会科学出版社考古研究所編『中国考古学・秦漢卷』（中国社会科学出版社、二〇一〇年）第三章「秦代官吏与平民墓葬」を参照。

(25) 「臣邦」と「真」が並存する事例は、前引第一七七簡のほか、次の事例。

可（何） 謂贖鬼薪鋈足。可（何） 謂贖宮。●臣邦眞戎君長、爵當上造以上、有辜當贖者、其爲羣盜、令贖鬼薪鋈足。其有府（腐）辜、【贖】宮。其它辜比羣盜者亦如此。

〔法律答問〕第二一四簡

(26) 「秦母」と「臣邦父」の組み合わせはケース(a)に該当し、「臣邦・夏子」となる。また「秦母」と「臣邦父」の組み合わせは、原則として禁止されていた可能性が高い。これは拙稿「二〇一〇（二〇〇七）」すでに指摘したが、『張家山漢簡』奏讞書の案例三に「律」が「從諸侯來誘者」を禁ずる所以は「它國」（ここでは齊國）の人に「它國人」（ここでは漢の女性）を娶らせないようにするためだとの言及がある。当該の律はおそらく戦国秦からの継承と考えられ、「臣邦」の男性が「秦女」を連れ帰ることは禁止されていたと考えるのが適当であろう。

(27) 本稿【附図】を参照。ケース(a)は『法律答問』に

いう「臣邦父・秦母」の場合、ケース(b)は「臣邦父母産子」の場合、ケース(c)は「産臣邦」の場合である。ケース(d)・(e)は、本文に述べたように筆者が想定したものである。ケース(a)・(b)は「夏子」の臣邦人が婚姻関係を結んだ場合の出生子の属性である。これは「秦女」を娶る異民族の君長階層などが想定される。彼らは「秦」に同化してはいないが、「秦母」との間に「夏子」を代々生み出していたのであり、「夏子」は「秦」と同義でない。ケース(e)は「秦」に帰属した他国出身者の場合であり、本稿第三節を参照。ケース(e)は秦人男性が他国訪問中に現地で子供を出生した場合であり、始皇帝の父の子楚（莊襄王）など、人質として他国に赴いた秦の公子たち（訪問国には帰属せず）を想定できる。むしろ訪問先の国からは「客」として扱われたであろう。

(28) 柿沼陽平「二〇一〇（二〇〇八）」は『秦律雜抄』

游士律を引いた上で「秦人が秦籍を有していたことがわかる。ところが、出自（夏子・眞）というものは論理上変更不可能なものはずである。よって当時の人びとは、出自がどこであろうとも、「秦（の）籍」を取りさえすれば「秦人」となりえた」と論ずる（二二一

頁)。血統出自に基づく「夏子」が「秦化」の概念たりえないこと、秦に帰属すれば「秦」となり得たはずであること、いずれも柿沼氏の言う通りである。ただそれらは拙稿で指摘した内容である。秦の郡県民に編入された人々が、ただちに「秦」と認定された点は拙稿「二〇一〇(二〇〇七)」「二七二頁」「夏子」が「同化」のための概念でなかった点は同二七四頁参照。柿沼氏の指摘は拙稿への異論というよりも、むしろ「母親決定論」への批判となるのではあるまいか。ただ前稿に述べた「秦」への編入と、柿沼氏という「秦籍」との関係は重要な論点である。これは本稿第二節以下で論ずる。

(29) 拙稿「二〇一〇(二〇〇七)」注(六七)を参照。

(30) 陳偉「一九九六」。

(31) 秦楚漢交代期の南郡江陵の社会については藤田勝久「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——包山楚簡と張家山漢簡から」(『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五年、所収。初出は二〇〇三年)を参照。

(32) 秦代の臣妾や漢代の奴婢が耐罪などを犯した場合、「黥顔頰男主」(はお骨上にいれずみを施し、主人に引き渡す)に処された。「黥顔頰」は一般の黥刑と区別する措置であり、「男主」は奴隷主の財産権を保護す

るための措置であったと考えられる。陶安あんど「秦漢刑罰体系の研究」(創文社、二〇〇九年)二五頁参照。飯尾秀幸「張家山漢簡『秦讞書』をめぐる」(『專修人文論集』第五六号、一九九五年)、池田雄一編「秦讞書——中国古代の裁判記録」(刀水書房、二〇〇二年)「案例二二、鈴木直美「前漢初期における奴婢と戸籍について」(池田雄一編「二〇〇二」所収、のち鈴木直美「二〇一二」に再録)、鶴間和幸「二〇〇四」一二八頁を参照。ただし鈴木氏は再録時には「時代」説に従っている。

(34) 廣瀬薫雄「書評」鶴間和幸著『ファーストエンペラーの遺産 秦漢帝国』(『中国出土資料研究』第九号、二〇〇五年)注(一)を参照。廣瀬氏は、『漢書』敘伝下「三代損益、降及秦漢、革刻五等、制立郡縣」を引用している。

(35) 「爲秦」について、『戦国策』秦策一「代・上黨不戦而已反爲燕矣」の高誘注は「爲、猶屬也」と注する。確かに「爲○」とはおそらく「○」に属する存在と爲るの意味であり、「爲秦・爲漢」は「屬秦・屬漢」ときわめて近い意味をもつ。また秦漢期には「爲○」を「○」に与する(爲にする)の意味で使う事例も認められる。だが『戦国策』趙策一の「不欲爲秦」を『史記』武安

君列伝が「不樂爲秦民」と表現していることから、「秦民と為る」意味の「爲秦」の事例が存在したことは確実である。そして「奏讞書」には案例二に「降爲漢」、案例十六に「屬漢以比士」と「爲○・屬○」双方の事例が別々に認められる。後者は「漢に帰属する」、前者は「漢民になる」の意味であったと考えられる。

(36) この「曆譜」は藤田勝久「長江流域社会と張家山漢簡」

〔中国古代国家と社会システム——長江流域出土資料の研究〕汲古書院、二〇〇九年、所収。初出二〇〇四年）でも検討されている。

(37) 時代が遡って里耶秦簡にも「爲秦」の事例がある。

J1⑧四六一簡の上段一七行目に記された「諸官爲秦盡更（およ）（諸そ官、秦と為りては尽く更む（およ））」である。当該簡は、始皇帝による統一郡制施行と皇帝号の採用に際する用語や字体の変更を抜き出して一覧にした揭示（扁書）であると考えられている。張春龍「龍京沙」湘西里耶秦簡八一四五五号」（『簡帛』第四輯、二〇〇九年）、胡平生「里耶秦簡八一四五五木方性質芻議」（『簡帛』第四輯）、游逸飛「里耶秦簡八一四五五號木方選積」（『簡帛』第六輯、二〇一一年）参照。游逸飛氏は嶽麓秦簡二〇二六「令曰、黔首・徒隸名爲秦者、更名之。敢有有弗更、貲二甲」を引き、当該条も同様の選

諱規定であり、「諸官【名】爲秦盡更」の「名」字が抜け落ちたものと解している。しかし、原文に「名」を補う根拠に乏しく、仮に「名」が入っても嶽麓簡の「名爲秦者」とは異なる。本文上記の「爲秦」・「爲漢」の諸事例を参照すれば、やはり「爲秦」は「秦と為る」であり、封君侯の封邑や諸侯国から直轄郡に移管する際の官名改訂規定であろう。

(38) 「占名数」の有無が庶人／奴婢の分かれ目となっていた点は、陳偉「一九九六」、鈴木直美「二〇一二年（二〇〇二）」参照。なお陳偉氏はこの奴婢解放が高祖五年五月詔にある「民以飢餓自賣爲人奴婢者、皆免爲庶人」（『漢書』高帝紀下）に基づくと解釈する。確かに藤田勝久「二〇〇五（二〇〇三）」が整理するように、臨江王共驩は漢五年十二月頃に反乱し数ヶ月後に降伏しており、江陵が漢に降伏した時期は五年五月詔と时期的に近接する。ただ奴婢解放令に結びつけなくとも、楚漢戦争中に投降した逃亡奴婢が、自らを庶人として戸籍に登録することはあり得たであろう。筆者は、裁判過程で奴婢解放令への言及が全く見られないことから、現在のところ後者の可能性が高いと考えている。李開元「二〇〇〇（一九九〇）」三四頁も参照。

(39) 『漢書』高帝紀下「夏五月、兵皆罷歸家。詔曰、諸

侯子在關中者、復之十二歳、其歸者半之。民前或相聚

保山澤、不書名數。今天下已定、令各歸其縣、復故爵

田宅、吏以文法教訓辨告、勿笞辱。李開元「二〇〇〇

(一九九〇)」、鈴木直美「二〇一二(二〇〇二)」を参照。

(40) 湖南省文物考古研究所「里耶發掘報告」(岳麓書社、

二〇〇六年) 二〇三―二一〇頁、藤田勝久「里耶秦簡

の情報システム」(藤田勝久「二〇〇九」) 所収、初出

は二〇〇七年)、邢義田「龍山里耶秦遷陵皇城址出土

某鄉南陽里戶籍簡試探」(『簡帛網』二〇〇七年一

月三日)、鷺尾祐子「出土文字資料にみえる秦漢代戶

籍制度——湖南省里耶古城出土秦名籍と江蘇省天長

県西漢墓出土戶口簿・筭簿」(『中国古代国家と民間

社会——家族・風俗・公私』立命館大学東洋史学会、

二〇〇九、所収。初出二〇〇七年)、鈴木直美「里耶

秦簡にみる秦の戶口調査——同居・室人再考」(鈴木

直美「二〇一二」) 所収、初出は二〇〇八年)、黎石生「里

耶秦簡中の两个小問題」(『里耶古城・秦簡与秦文化研

究——中国里耶古城・秦簡与秦文化国際學術検討会論

文集』科学出版社、二〇〇九年)、張栄強「湖南里耶

所出秦代遷陵阜南陽里戶版」(『漢唐籍帳制度研究』

商務印書館、二〇一〇年、所収)。「戶籍簡」の年代に

つき、鷺尾氏は前二二二年以来の統一秦期のものと推

定する。従うべきであろう。

(41) 湖南省文物考古研究所「二〇〇六」二〇八頁。

(42) 秦漢時代の年齢区分「小」については渡辺信一

郎「呂氏春秋上農篇蠶測——秦漢時代の政治的社会

編成」(『中国古代国家の思想構造——専制国家とイ

デオロギー』、校倉書房、一九九四年、所収。初出

一九八一年)、山田勝芳「秦漢財政收入の研究」(汲

古書院、一九九三年) 第四章「徭役・兵役」・同

「二〇〇二」を参照。「小爵については宮宅潔「二〇一

一(二〇〇六)」も言及している。

(43) 『史記』秦始皇本紀二十七年「是歳、賜爵一級。小

上造(第二級)に留意すれば、賜爵はこの地の帰属以

降二回行われた筈である。あるいは二世皇帝即位時か。

(44) もちろん「戶籍簡」の秦爵保有者全てが帰属後に

生したとは限らない。あるいは傅籍以前の幼少者であ

れば実質的に生まれつきの「秦」として扱われたとも

考えられる。とすれば他国民から秦民への同化はより

容易であったことになる。

(45) 張家山漢簡「奏讞書」案例十六(高祖六年七月、淮

陽郡新郢縣の裁判記録)に、

●淮陽守行縣掾新郢獄。(中略) 診問、a. 蒼・信・丙・

贅皆關内侯。信有(諸)侯子、居雒陽楊里。故右庶

長、以堅守滎陽、賜爵爲廣武君、秩六百石。蒼、壯平君、居新鄴都隱（陵）里。贅、咸昌君、居故市里。丙、五大夫、〔居〕廣德里。b.皆故楚爵、屬漢以比士、非諸侯子。布・餘及它當坐者縣論。它如辭。●鞠之（中略）。c.敢言之、新鄴信・髡長蒼謀賊殺獄史武。校長丙・贅捕蒼而縱之。爵皆大庶長。

とある。飯尾秀幸「一九九五」、池田雄一編「二〇〇二」、学習院大学漢簡研究会「訳注 漢初官吏犯罪三編——江陵張家山漢簡『奏讞書』を読む」〔中国出土資料研究〕第七号、二〇〇三年）、藤田勝久「二〇〇五（二〇〇三）」、鷲尾祐子「二〇〇九（二〇〇七）」、朱紹侯「二〇〇八、二一〇〜二二五／二二五〜二二七／二二八〜二三三頁、松島隆眞「二〇一〇」に諸説があるが、少なくとも蒼・贅・丙の三人が傍線部b.「故楚爵」を有し「漢に属」した者たちであったことは疑いない。朱紹侯氏は「故楚爵」を劉邦軍団が初期に実施していた爵制とするが、それだと「属漢以比士」がうまく解釈できない。やはり他の諸氏が指摘するように「楚爵」保有者もと項羽側の人間で、漢に帰属した者と見るべきである。問題はa.「皆關内侯（第一九等）」とc.「爵皆大庶長（第一八等）」の関係であり、おそらく前者は旧楚爵（特権は剥奪）、後者はその代替で与えられた漢爵、すな

わち旧爵・新爵の二重保有ではないかと考える。

(46) 『史記』汲黯列伝に「鄭當時者、字莊、陳人也。其先鄭君、嘗爲項籍將。籍死、已而屬漢。高祖令諸故項籍臣名籍、鄭君獨不奉詔。詔盡拜名籍者爲大夫、而逐鄭君。鄭君死孝文時」とあって、「漢に属」して「名籍」した楚出身者に「大夫」爵を与えたことが見える（手続きは先の「爲漢」して「占名數」した民の場合とさわめて近い）。先の案例十六「屬漢以比士」と比較すれば、「名籍」により旧楚時の官爵を把握した上で、特権をそのまま認めるのではなく、改めて相当する漢爵を与えたものであろう。

(47) 睡虎地秦簡には「諸侯客」〔法律答問〕第一七九・二〇三簡、「邦客」〔法律答問〕第九〇簡、「客」〔法律答問〕第一四〇・一八四・二〇〇簡、「秦律十八種」倉律、「客吏」〔法律答問〕二〇四簡といった語句が見える。「客」とは他国や他地域からの訪問者 stranger（フルスウェ氏）の意味であり、秦や臣邦に帰属した人の意味ではない。少なくとも「客」の法制表現が「真」であったとは言えない。

(48) 『史記』李斯列伝「秦王拜斯爲客卿。會韓人鄭國來間秦、以作注溉渠、已而覺。秦宗室大臣皆言秦王曰、諸侯人來事秦者、大抵爲其主游間於秦耳、請一切逐客。」

(49) 『後漢書』南蛮西南夷列伝「板楯蠻夷者、秦昭襄王

時有一白虎、(中略)時有巴郡閬中夷人能作白竹之弩、乃登樓射殺白虎。昭王嘉之、而以其夷人、不欲加封、乃刻石盟要、復夷人頃田不租、十妻不筭、傷人者論、殺人者得以俵錢贖死。盟曰、秦犯夷、輸黃龍一雙。夷犯秦、輸清酒一鐘。夷人安之。至高祖爲漢王、發夷人還伐三秦。秦地既定、乃遣還巴中、復其渠帥羅朴・督鄂・度・夕・龔七姓、不輸租賦、餘戶乃歲入資錢、口四十。世號爲板楯蠻夷。」

(50) 『奏讞書』案例一「十一年八月甲申朔己丑、夷道价・丞嘉敢讞(讞)之。六月戊子、發弩九詣男子毋憂、告爲郡尉屯、已受致書、行未到、去亡。●毋憂曰、變(蠻)夷大男子、歲出五十六錢以當絲(徭)賦、不當爲屯、尉窳遣毋憂爲屯、行未到去亡。它如九。●窳曰、南郡尉發屯有令、變(蠻)夷律不曰勿令爲屯、即遣之、不智(知)亡故。它如毋憂。●詰毋憂、律、變(蠻)夷男子歲出資錢以當絲(徭)賦、非曰勿令爲屯也。及雖不當爲屯、窳已遣、毋憂即屯卒、已去亡、何解。毋憂曰、有君長、歲出資錢以當絲(徭)賦、即復也。存史、母解。●問、如辭。●鞠之、毋憂變(蠻)夷大男子、歲出資錢以當絲(徭)賦。窳遣爲屯、去亡、得。皆審。●疑毋憂罪、它縣論、敢讞之。謁報。署獄史曹發。●吏當、

毋憂當要斬。或曰、不當論。●廷報、當要斬。」

(51) 中村威也〔二〇〇〇〕。

(52) 小林聡「一九九二」、山田勝芳「一九九三」四六五～四六七頁を参照。南朝劉宋期の事例だが、諸郡県に分布する荊州・雍州蛮について「蛮無徭役、強者又不供官稅、結黨連群、動有數百千人。州郡力弱、則起爲盜賊。種類稍多、戸口不可知也」とある。なお近年出土した松柏漢墓簡牘に含まれる武帝期南郡「婦義簿」の一日も早い公開が待たれる。

(53) 「内属」については小林聡「一九九二」、熊谷滋三「一九九七」参照。秦漢交代期の服属した異民族をおおまかに分ければ次の(A)～(C)に分類できよう。なお唐令では、内附異民族は戸籍に附けられた後二～一〇年間復除され、内附後に出生した子の代から百姓と同じ扱いとなったという。石見清裕「唐の内附異民族対象規定」(『唐の北方問題と國際秩序』汲古書院、一九九八年、所収。初出一九九五年)・同「唐代内附民族対象規定の再検討——天聖令・開元二十五年令より」(『東洋史研究』第六八卷第一号、二〇〇九年)を参照。

(A) 「君長」階層と社会組織を維持…

——戦国秦は「臣邦君長」、漢代は「君長」(統一秦で

「邦」が否定)

(B) 「君長」に所属せず、郡県内で集団ごとに居住…

—— 郡県下の「夷人」として優遇。民と夷との区別は

継続

(C) 社会組織が解体され、郡県の一般戸籍の民に編入…

—— 原則的に「秦」「漢」の民として編成

(54) 拙稿「二〇一〇(二〇〇七)」では「臣邦」中に「戎」

が含まれる、すなわち「夏」の中に異民族が含まれることを強調した。また阿部幸信「二〇〇八a」は栗原氏以来の研究が「外」異民族」とする先入観にとらわれていたと指摘する。首肯すべきである。

(55) 後漢の事例だが『後漢書』南蛮西南夷列伝・武陵蛮

に「順帝永和元年、武陵太守上書、以蠻夷率服、可比漢人、增其租賦(中略) 澧中蠻果爭貢布非舊約、遂殺鄉吏、舉種反叛」とある。異民族が郡県治下において「漢人」と区別されていたことを示す。

(56) 郡県民化の力学については山田勝芳「一九九三」

四六七頁を参照。

(57) 栗原朋信「一九六〇」、および熊谷滋三「一九九七」

を参照。

(58) 阿部幸信「二〇〇八a」は、漢代の印制・官制の変

革と「内/外」構造の変化を連動してとらえる試みの

中で、諸侯王国・蛮夷降者に対する列侯封爵が、対象を分断して「内」へと取り込む共通の力学を有していたことを論じている。

(59) 渡辺信一郎「漢代の財政と帝国編成」(同「二〇一〇」

所収)は、全く逆に漢初の「内臣」外臣構造」が武帝期に解体されたと論ずる(一八六―一八九頁)。筆者も戦国文献に見える「内臣」・「藩臣」や秦律の「臣邦」/「外臣邦」、漢初の「外臣」関連の記事から判断して、漢初に「内臣」/「外臣」の別が曖昧であったとする高津純也氏らの指摘には問題が多いと考える。渡辺氏の指摘も含めて漢初〜武帝期の「内/外」構造を再検討する必要がある。

【附記】本稿は二〇一一年二月一〇日に愛知教育大学歴史

学会の席上で「秦楚漢交代期の民の帰属と編成——張家山漢簡『秦讞書』の事例を中心に」と題して口頭発表した内容に加筆・訂正を施したものである。また東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「中国古代簡牘の横断領域的研究」(代表・陶安あんど)研究会における里耶秦簡の検討結果を含んでいる。席上貴重なご意見を頂戴した皆様に、謹んで御礼を申し上げます。